

## 令和7年第2回大衡村議会臨時会会議録 第1号

---

令和7年12月17日（水曜日） 午前10時00分開議

---

### 出席議員（12名）

1番 山本 信悟	2番 早坂 美華	3番 鈴木 和信
4番 小川 克也	5番 佐野 英俊	6番 赤間しづ江
7番 文屋 裕男	8番 細川 運一	9番 遠藤 昌一
10番 佐々木金彌	11番 石川 敏	12番 高橋 浩之

---

### 欠席議員（なし）

---

### 説明のため出席した者の職氏名

村 長	小川ひろみ	副 村 長	鹿野 浩
教 育 長	丸田 浩之	総 務 課 長	後藤 広之
企 画 財 政 課 長	渡邊 愛	住 民 生 活 課 長	森田祐美子
税 務 課 長	早坂紀美江	健 康 福 祉 課 長	金刺 隆司
産 業 振 興 課 長	三塚 利博	都 市 建 設 課 長	浅野 宏明
学 校 教 育 課 長 補 佐	千葉 岳史	社 会 教 育 課 長	堀籠緋沙子
指 導 主 事	福田 美穂	会 計 管 理 者	堀籠 淳
子 育 て 支 援 室 長	小川 純子		

---

### 事務局出席職員氏名

事務局長 亀谷 明美	次長 小原 昭子	主任 佐々木涼太郎
------------	----------	-----------

---

### 議事日程（第1号）

令和7年12月17日（水曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定

- 第 3 議案第 56 号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第 57 号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第 58 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 59 号 大衡村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 60 号 令和 7 年度大衡村一般会計予算の補正について
- 第 8 議案第 61 号 令和 7 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 9 議案第 62 号 令和 7 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 10 議案第 63 号 令和 7 年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について
- 第 11 議案第 64 号 令和 7 年度大衡村水道事業会計予算の補正について
- 第 12 議案第 65 号 令和 7 年度大衡村下水道事業会計予算の補正について

---

本日の会議に付した事件

議事日程（第 1 号）に同じ

追加日程第 1 議案第 60 号 令和 7 年度大衡村一般会計予算の補正に対する付帯決議について

---

午前 10 時 00 分 開 会

議長（高橋浩之君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。定足数に達しますので、これより令和 7 年第 2 回大衡村議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（高橋浩之君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、9 番遠藤 昌一君、10 番佐々木 金彌君を指名いたします。

---

## 日程第2 会期の決定

議長（高橋浩之君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

ここで、村長に招集の挨拶並びに提案理由の説明を求めます。村長、登壇願います。

村長（小川ひろみ君） おはようございます。

本日ここに、令和7年第2回大衡村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員皆様におかれましては、年末で公私ともご多用にもかかわらずご出席を賜り誠にありがとうございます。

ここに、招集の挨拶並びに提案理由の説明をさせていただきます。

まずは、今月2日から開催されました令和7年大衡村議会第4回定例会におきましては、提案いたしました案件13件全てを原案どおりご可決を賜りましたことに対し御礼申し上げます。案件に対しての様々なご意見を踏まえ、引き続き、住民福祉の向上のため村政運営に奮励してまいります。

さて、熊被害対策の関係については、12月に入り、出没情報は少なくなったところではありますが、先の定例会において、補正予算をお認めいただきました柿の木等誘因木等の伐採事業については、早速作業に着手したところです。その後、この伐採事業への申請も多数あり、既に予算を超える状況となっていることから、本日提案いたします補正予算でも追加提案させていただきますのでご理解願います。

次に、地震災害の関係ですが、12月8日、青森県東方沖を震源とするマグニチュード7.5、最大震度6強の地震が発生しました。大衡村では震度3と揺れが比較的小さかったことから、幸い村内での被害はありませんでしたが、2022年12月の運用開始以来、初めとなる「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発令されました。これは、巨大地震が発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まっていることを注意喚起するもので、地震発生後1週間程度は、通常为社会活動を継続しつつ、直ちに逃げられる体制の維持、非常時持ち出し品の準備などを促すものです。改めて平時の際の備えを再点検し、有事に備えた対応に努めてまいります。

以上、挨拶を申し上げましたが、本臨時議会へ提案いたしました案件は10件であります。

議案第56号から第59号は、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じて関連条例を改正するもので、議案第56号の議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正と、議案第57号の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正については、期末手当の支給率を改正するものであります。

また、議案第58号は、職員の給与に関する条例の一部改正で、給料表及び期末・勤勉手当支給率等を、議案59号は、大衡村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正で、給料表をそれぞれ改正するものであります。

また、議案第60号から議案第65号までの各種会計補正予算案については、人事院勧告に基づく人件費の補正が主なものとなっております。

議案60号は、令和7年一般会計予算に1億1,069万9,000円を追加するもので、歳入につきましては、国庫支出金及び繰入金増額、歳出は、議会費、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費及び災害復旧費増額、並びに予備費を減額するものであります。

人件費の補正以外の主な内容といたしましては、国が示す「生活の安全保障・物価高への対応」として、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」等を財源とした、「ひら麻呂商品券発行事業」及び「物価高対応子育て応援手当」の関連予算であります。

議案61号は、国民健康保険事業勘定特別会計予算に7,000円を追加するもので、歳入は繰入金増額、歳出は総務費及び保険事業費増額並びに、予備費を減額するものであります。

議案第62号は、介護保険事業勘定特別会計予算に29万7,000円を追加するもので、歳入は繰入金増額、歳出は、総務費及び地域支援事業費を増額するものであります。

議案63号は、後期高齢者医療特別会計予算に、22万3,000円を追加するもので、歳入は繰入金増額、歳出は総務費増額であります。

議案64号は、水道事業会計予算の収益的収入の営業収益及び収益的支出の営業費用にそれぞれ51万2,000円を増額するもの、議案65号は、下水道事業会計予算の収益的収入の営業外収益及び収益的支出の営業費用からそれぞれ23万6,000円を減額するものであります。

以上、議案10件を提案いたしますので、原案どおりご可決を賜りますようお願い申し

上げ、招集の挨拶並びに提案理由の説明とさせていただきます。

---

日程第3 議案第56号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第3、議案第56号、議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（後藤広之君） おはようございます。

それでは議案書1ページをお願いいたします。

議案第56号、議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

今回の改正は、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じて関連条例を改正するものでございます。議会議員の期末手当に関する条例を条建てで改正する内容となっております。第1条改正では12月適用分の期末手当の支給率の改正といたしまして100分の172.5から100分の177.5とするもので0.05か月分の引き上げをするものでございます。第2条の改正につきましては、令和8年度からの適用分の期末手当の支給率の改定で2ページお願いいたします。100分の177.5から100分の175とするものでございます。附則といたしまして、第1項、第2項の施行期日等については、第1条改正は令和7年12月1日からの適用といたしまして、第2条改正は期末手当の内払いの規定になります。令和8年4月1日から施行するものでございます。第3項は期末手当の内払いの規定になります。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第57号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部  
を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第4、議案第57号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（後藤広之君） それでは議案書3ページをお願いいたします。

議案第57号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

こちらも条建てでの改正となっております第1条改正では12月適用分の期末手当の支給率の改正で100分の172.5から100分の177.5とするものでございます。第2条改正につきましても、令和8年度からの適用分の期末手当の支給率を4ページお願いいたします。100分の177.5から100分の175とするものでございます。附則といたしまして、第1項及び第2項の施行期日等については、第1条改正は、令和7年12月1日からの適用とし、第2条改正は、令和8年4月1日から施行するものでございます。第3項は期末手当の内払いの規定になります。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第58号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第5、議案第58号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（後藤広之君） 議案書 5 ページをお願いいたします。

議案第58号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。人事院勧告に基づく改正でこちらも条建てでの改正になります。第1条改正では、令和7年度内の適用分といたしまして、第12条の2通勤手当につきましては、上限額を引き上げるもので現行の31,600円から38,700円に引き上げるものでございます。

6 ページをお願いいたします。

第18条の宿直手当につきましては、現行1回4,400円から1回4,700円に改めるものでございます。

また、執務時間の1/2勤務からの引き続きの宿日直の場合につきまして現行の6,600円から7,050円に改めるものでございます。

第19条の期末手当につきましては、12月適用分の支給率を100分の125から、100分の127.5とするものとし、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当につきましても100分の70から100分の72.5とするものでございます。

第20条の勤勉手当につきましては、7ページをお願いいたします。

12月適用分の支給率を100分の105から100分の107.5とするものとし、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当につきましても100分の50から100分の52.5とするものでございます。

8 ページから14ページは、別表第1の行政職給料表でございますが、全ての職務の級及び号俸についてベースアップによる改定となっております。

14ページをお願いいたします。第2条改正につきましては、令和8年度からの適用分といたしまして第12条の2通勤手当につきましては、距離区分の上限を現行60キロから100キロメートルまで引き上げることに伴う改正となっております。38,700円から66,400円に引き上げるものでございます。

15ページをお願いいたします。

第19条の期末手当につきましては、6月支給及び12月支給につきまして100分の127.5から100分の126.25とするものとし、100分の72.5から100分の71.25とするものでございます。

第20条の勤勉手当につきましても16ページをお願いいたします。6月支給及び12月支給につきまして100分の107.5から100分の106.25とするものとし、定年前再任用短時間勤務職員の勤務手当につきましても100分の52.5から100分の51.25とするものでございます。

附則といたしまして、附則第1項の施行期日等につきましては、公布の日から施行し、第2条改正につきましては、令和8年4月1日から施行するものであります。

附則第2項は第1条改正の改正後の給与条例といたしまして通勤手当、宿日直手当及び行政職給料表の改正は、令和7年4月1日から適用とするものとし、期末手当、勤勉手当の改正は令和7年12月1日から適用するものでございます。

附則第3項は給与の内払い、附則第4項は規則への委任の規定となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） おはようございます。2点伺います。1点は、18条規定の宿日直手当の現在大衡村においては、支給実態なく、予算計上なかったと思いますけれども国の給与制度上からして規定されてると理解しますけれども、今後の規定の必要性って言いますか、その辺どのように考えていらっしゃるか。あともう1点は、前に伺ってますけれども、国家公務員の給料を100とした場合の大衡村における給与指数、ラスパイレス指数直近のやつでいくらになってるか。今回の改正では当然出てこないと思います。最近における給与実態調査での大衡村でいえば参考に大和、大郷当たりの指数わかれば伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（後藤広之君） 宿日直手当につきましては、ご質問のとおり国の改正に準じて改正するものでございまして、実態としてはない状況となっております。今後の必要性の部分につきましては、想定されるものとしていたしまして震災の時等長期間にわたっての対応等々もしたことがございました。あの時は、そういった対応ではございませんでしたが、そういう有事の際にそういったことも考えられるのかなというところ想定しているものでございます。あと2点目のラスパイレス指数の部分につきましては手元で調べておりませんでした。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5 番（佐野英俊君） 宿日直手当、有事の際という説明ですけれども、別な手法が出てくるのかなと思うゆえに、規定しておくのは良いと思うんですけれども毎年宿日直手当の改正あるのではないんですけれども、どうなのかなという疑問を毎たび持つゆえに伺った次第であります。ラスパイレス指数、大衡村職員の給与ベースがどうなのが見極めながら今後すすめていただきたいと思います。答弁は結構です。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（後藤広之君） まず1点めの宿日直手当は、ご意見いただきましたとおり有事の際には、その場合に応じた対応ということでまた違った場合が想定されるかと思えますけれども今回、国の規定に準じて対応したという状況となっております。

2点目だったんですけれども令和6年度、県内市町村のラスパイレス指数ということで令和6年4月1日現在の大衡村が94.8という状況になっております。大和町ですと96.4、大郷町ですと95.9という数値になっているものでございます。

議長（高橋浩之君） 総務課長。他に質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第6 議案第59号 大衡村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（高橋浩之君） 日程第6、議案第59号、大衡村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（後藤広之君） 議案書18ページをお願いいたします。

議案第59号、大衡村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

改正内容は給料表の改定でございますが、職員の給与に関する条例を会計年度任用職員に準用することとされておりまして、18頁から21頁までの給料表の改定は、職務の級

及び号俸につきまして、全てベースアップされるものでございます。

会計年度任用職員の期末・勤勉手当につきましては、職員に準じているものでございます。

議案書22ページをお願いいたします。

附則といたしまして、施行期日等につきましては、第1項の施行日は公布の日とし、令和7年4月1日から適用するものでございます。第2項は給与の内払い、第3項は規則への委任規定となります。

簡単ですが説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第60号 令和7年度大衡村一般会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第7、議案第60号、令和7年度大衡村一般会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（渡邊 愛君） それでは、議案第60号を別紙でご説明させていただきます。

まず、説明に先立ちまして議案書の提出後7款の土木費の都市計画費の数値の記載に誤りを発見いたしまして、本日改めて訂正させていただきました補正予算書に差し替えをするとともに訂正箇所をお示しいたしました資料をタブレットのほうに配付させていただいております。ここに心からお詫びを申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

それではご説明を申し上げますので、1ページをお開きいただきたいと思います。

令和7年度大衡村一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。第1条は歳入歳出予算の補正についての規定で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,069万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億2,289万3,000円

とするものです。

内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、7ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。16款2項1目総務費国庫補助金につきましては説明記載の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金分でございます。2目民生費国庫補助金は、説明記載の物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金並びにその支給に係る事務費の補助金分でございます。

次に20款2項1目財政調整基金繰入金は財源調整分となっております。

8目の赤水処理施設維持管理基金繰入金は、人事院勧告による人件費分の繰入れでございます。

続きまして歳出についてご説明いたします。次ページ、8ページをご覧いただきたいと思います。

なお、歳出につきましては人事院勧告に伴う人件費の補正が主なものでございますので人件費に関わる部分については説明を省略させていただき、それ以外の部分について主なものをご説明させていただきますのでご了承を願いたいと思います。

それでは11ページをお開きいただきたいと思います。3款1項1目社会福祉総務費でございます。説明記載の3件目、物価高騰対応子育て応援手当支給事業、子育て世帯に対し、子供1人当たり2万円を支給する事業に関するものでございます。3節職員手当等のうち時間外勤務手当と12ページに移りまして10節の需要費消耗品費、印刷製本費、修繕料、なお修繕料はコピー機のカウンター料でございます。11節役務費の通信運搬費は、郵便料、手数料は振込手数料となっております。18節の負担金補助及び交付金は実際に支給予定の物価高対応子育て応援手当994人分となっております。

次に15ページをお開きいただきたいと思います。

5款の農林水産業費でございます。5款1項3目農業振興費は、有害鳥獣対策事業、熊対策の追加分でございます。柿の木等の伐採に係る11節役務費、12節の委託料13節の使用料及び賃借料の増額、並びに既に伐採をされた方に対する補助金分の18節負担金補助及び交付金の増額となっているものでございます。

次にその下段の6款1項2目商工振興費の商工振興総務費でございますが、こちらは食料品等の物価高騰支援事業に関わるもので、村民1人当たり1万2,000円のひらまる商品券を配布する事業でございます。3節の職員手当は、事業実施にかかる職員の時間

外勤務手当、16ページに移りまして、10節需要費は、商品券の印刷費用、11節役務費は、送付のための郵便料の通信運搬費と発送のラベル作成、添付並びに封緘作業の手数料、そして商品券実施主体となる黒川商工会への補助金となる18節の負担金補助及び交付金となっているものでございます。

次に18ページでございます。18ページの中ほど8款1項3目、消防施設費でございますが、こちらの工事請負費につきましては、衡下地区幹線消火栓の止水不能ということになったための修繕工事費分となっております。

最後に22ページをご覧いただきたいと思えます。

13款1項1目予備費は財源調整でございます。

なお、次ページ以降給料費明細書でございますので後ほどお見通しご確認をお願いしたいと思います。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。早坂美華さん。

2番（早坂美華君） ひらまる商品券発行事業の改めて金額と発行時期、あと対象店舗をまず1点と、あと子育て応援手当の金額、時期、配布方法をお伺いします。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（三塚利博君） まず1点めのひらまる商品券発行事業についてであります。国の補正予算、企画財政課長からもご説明ありましたが、エネルギー、食料品価格の物価高騰価格の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を図るといふ、国の施策を受けまして、本村では全村民に対し、直近では令和5年と令和7年にも発行いたしておりますが、全村民を対象に商品券を発行し家計の圧迫、村内における消費落ち込みへの対策を図るものでございます。発行予定額は、村民1人当たり12,000円でございます、うち7,000円を村内の限定で取り扱い店で使用できるものといたしまして、残りの5,000円は大衡村を含み、富谷、黒川、管内で使用できる2種類を発行予定しております。

なお、今後のスケジュールといたしましては、基準日といたしましては、令和8年1月1日現在の村民の方を対象といたしまして、2月に発送しまして令和8年3月から8月までの使用期限で発行するものとなっております。

1点目については以上となります。

すいません、取扱いの店舗数につきましては、これから募集をさせていただきますが、

村内の取扱店につきましては、これまで同様約50店舗を予定しております。富谷、黒川管内につきましては、大和町で約100店舗、大郷町で50店舗、富谷市の方では、150店舗を現在予定しているところでございます。以上です。

議長（高橋浩之君） 次に住民生活課長。

住民生活課長（森田祐美子君） 子育て応援手当の金額につきましては、児童手当の対象となる子供1人につき2万円を給付するものでございます。振込の時期につきましては、令和8年1月30日を予定しているものでございます。それから振込みの方法につきましては、児童手当の登録されている口座の方へ振り込むプッシュ型の給付となるものでございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） ひらまる商品券発行にあたり事務手数料と印刷費、合計何枚印刷するのか、伺います。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（三塚利博君） これまで同様500円券を12,000円分、先ほど申し上げましたとおり村外取扱い分を7,000円分と大衡を含めました、富谷、黒川管内の5,000円分の2種類をそれぞれ全人口、今回の予算計上では、5,527人分ということでセットとして印刷する計画としております。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 今回村内だけではなく富谷黒川地区で使用可能にしたその理由と、これまでも事務手数料や印刷費がとて多くかかってきてますが、今後、宮城県がやっているみやぎポイントなどをデジタル化に移行する、すぐすぐではなくて移行していく考えはあるか、最後伺います。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（三塚利博君） 今回国からの交付金が、これまで令和5年、令和7年に発行させていただいた交付金の金額を大幅に大きい金額で交付されるというところで、一番緊急的な経済対策としましては商品券発行が妥当であるというふうに村の方で判断させていただいて今回商品券の発行事業を実施することとさせていただきました。12,000円につきましては、村のいろいろな家庭の状況、年齢別で使用される品目があるんだろうと思われま。これまで村のほうで割り増し商品券を12,000円で発行しております。

中には12,000円を村内で使用できるという方もいらっしゃるかと思いますが、先ほど

申し上げましたとおりいろいろな家庭の状況、年代の方がいらっしゃいます。発行しております。

大衡のほうで購入できない医薬品であるとか子育て用品、教育関連の消耗品等が必要な方もいらっしゃるというふうなところも勘案いたしまして12,000円のうち7,000円につきましては、村内の商工業者の振興、支援を兼ねたものということで発行させていただいて、中にはこの商品券の使用期間中使い切れない場合もあるかなというところで5,000円につきましては、今回、大衡を含めた富谷、黒川管内で使用できるというような形をとらせていただきました。

デジタル化の関連ですけれども、今回物価対策のいろんな事業を検討する際には、みやぎポイントというようなところも検討させていただきましたが、現在、大衡村のほうでみやぎポイントのほう登録されている方約1,700人というところで、今回みやぎポイントでのポイントの配布というのは、公平性等から欠けるのかなというところで商品券のほうの発行という事業にさせていただいたところであります。ただ、お話あったとおりのいろいろなデジタル決済進んできておりますので、宮城県で推奨しておりますみやぎポイントにつきましては、今後も別な形で周知徹底を図りながら将来的にはデジタル関連のポイントでの経済対策というのは今後検討して参りたいと思います。以上です。

議長（高橋浩之君） 次、佐々木金彌君。

9番（佐々木金彌君） 15ページ有害鳥獣対策として、今回200万円予算おきました。今までその中でとりまとめの状態、そして既に終了分の実績等1つ、それからもう1つ業者等決定したのかっていうことお伺いしたいと。これは、国の補助金なしで村の予算で実行するということなんでしょうけども、その見通しと言いますか、これで職員が一生懸命見回りに行って印をマーキングしてるわけですけども、そういったことについてお伺いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（三塚利博君） まず今回の補正予算でございますが、柿の木の伐採にあたりましては手数料、こちらが柿の木等を伐採しました処分料ということで200万円追加をしております。委託料につきましては、村内業者に委託した際の人件費的などところで100万円の増額、使用料、建設機械の借上料200万につきましては、伐採する際のチェーンソーやトラック等の借上料ということで200万円を計上させて頂いております。

18節、補助金の200万円につきましては、既にもう伐採をした方に対する補助という

ところで追加で200万円計上させていただいてところでございます。現在の伐採等々に関する申請の状況であります、これから村のほうに伐採をしてほしいというものにつきまして、昨日現在で74件、230本となっております。

続きまして、既にご自分で伐採をしているという方からの補助の申請につきましては、18件で55本の申請となっている状況でございます。村長の最初の挨拶にもありまして、12月定例議会終わりましたして早速柿の木の伐採のほう作業確認させていただいておりまして、現在9件、28本の伐採を終了しているところでございます。

今現在、先ほど申し上げました件数、本数につきましては、約8割、9番程度職員のほうで現地のほう確認させていただいて、先ほど議員からお話あったとおり伐採する木については、ビニールテープ等でマーカーをしているというような作業を進めているというような状況でございます。以上です。

議長（高橋浩之君） 業者は。

産業振興課長（三塚利博君） 失礼いたしました。業者にはつきましては、村内業者4社のほうに現在お願いをしております、申請のあった所の緊急性の高い所、または伐採が容易な所というところからその4社に割り振りしまして、現在作業の依頼をしているところでございます。以上です。

議長（高橋浩之君） 佐々木金彌君。

9番（佐々木金彌君） だいたいのところ分かったわけで村道とかいわゆる交通の盛んな所を伐採することもあると思うんですね、そういったところについては、安全員とかつけるようになるのか、それは業者にお任せするという事でよろしいわけですか。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（三塚利博君） 作業の安全的なところ、または、人の配置等につきましては業者のほうにお願いをしているという状況でございます。

議長（高橋浩之君） よろしいですか。

9番（佐々木金彌君） はい。

議長（高橋浩之君） 次、佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 18ページの消防施設費について伺います。また衡下地区での消火栓の止水不能が発生したという説明いただきましたけれども、工事請負費220万、止水不能になったという、これは現在、水道の方で衛星による調査の結果を受けて本調査を進めている、この関係で発生されたのか、その他気づかれたのか、その辺説明いただきたいと

思います。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（後藤広之君） 今回した案件といたしましては、毎年定期的に黒川消防署のほうで消火栓の定期的な点検をしていただいております。その点検の中で漏水が確認されたという経緯となっております。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） そうしますと、音調調査による調査は関係しないということによろしいんですね。

議長（高橋浩之君） 総務課長。

総務課長（後藤広之君） 黒川消防署のほうで消火栓の点検していただきまして、開閉等の点検も含めてやっていただいております。作業前の部分で漏水していたというよりはですね、その消火栓の老朽化の部分で開閉の作業した際にですね、水がちょっと単純に止まらなくなったというような経緯がありまして消火栓のその老朽化の部分、点検と合わせてそれが発生してしまったという経緯となっております。

議長（高橋浩之君） 次、鈴木和信君。

2番（鈴木和信君） 18ページの中の教育費の中の事務局費に237万5,000円と心のケアハウス70万3,000円となっておりますけれども中身は何かお知らせいただきたいと思います。

議長（高橋浩之君） 学校教育課長。

学校教育課長（佐野克彦君） いずれも人件費となっております、人件費は当然教育長及び職員、あと心のケアハウスについてはスーパーバイザー等々の人事院勧告に伴う人件費でございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

2番（鈴木和信君） よく聞こえなかったので再度お願いしたいと思いますが、人件費ということですが、なんで今頃人件費がこういうふうに出てくるのか、何か異動があったのかその辺の中身を聞いたかったのですが。

議長（高橋浩之君） 学校教育課長。

学校教育課長（佐野克彦君） 大変失礼いたしました。会計年度任用職員、心のケアハウスなんですけれどもいずれも人事院勧告に伴うベースアップ分についての部分でございます、異動があったとかそういったものではございません。事務局費については純粋な人事院勧告のベースアップ分での理解をお願いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

2番（鈴木和信君） ケアハウスの分ということで70万位あるんですけども、これが全部会計年度任用職員のベースアップ分なんですか。詳細を聞いておりますので、その辺わかりやすく説明いただいて。お願いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 学校教育課長。

学校教育課長（佐野克彦君） 当然ベースアップ分給料の部分と期末手当の部分そういった部分も含めて、3人の職員のベースアップ相当分ととらえていただいて結構でございます。

議長（高橋浩之君） ほかに質疑ございませんか。遠藤昌一君。

9番（遠藤昌一君） 先ほど早坂議員からもありましたけれども、ひらまる商品券、印刷する委託先支障なければ業者、お聞きすると、商品券に対して通し番号記載されているか、その1点だけお聞きします。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（三塚利博君） 印刷業者につきましては、本補正予算成立後にですね、競争見積りの方で決定をさせていただくものになります。

2点目の通し番号偽造防止関連のお話だと思いますが、今回も通し番号、またその他にも複数ですね、偽造防止策を施した上で商品券を発行する予定としております。

議長（高橋浩之君） 他に質疑ございませんか。（なしの声。）

質疑がないようです。これで質疑を終結し、討論を省略し直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第61号 令和7年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第8、議案第61号、令和7年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（森田祐美子君） それでは、議案第61号別紙でご説明申し上げますので1ペ

ージをご覧ください。

令和7年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算は次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正についての規定で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,605万7,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをご覧ください。

歳入でございます。5款1項1目一般会計繰入金7,000円の増。人件費増額に伴う繰入金の増額でございます。

続きまして歳出でございます。7ページをご覧ください。

1款1項1目一般管理費7,000円の増、及び4款2項1目特定健康診査等事業費4,000円の増は、人事院勧告に伴う職員手当等会計年度任用職員の報酬の補正となっております。

8款1項1目予備費4,000円の減額は財源調整でございます。

次のページは給与費明細書でございますので、ご覧いただければと存じます。説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第62号 令和7年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第9、議案第62号、令和7年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） それでは、議案第62号別紙によりご説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。

議案第62号別紙、令和7年度大衡村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正についての規定でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,933万3,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

歳入でございます。7款1項2目その他一般会計繰入金、3目地域支援事業繰入金（介護予防日常生活支援総合事業）の増は、職員の人件費増に伴う繰入金でございます。7万6,000円の増。職員の人件費増額に伴う繰入金でございます。

続きまして、歳出のほうを説明させていただきます。7ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費及び3款2項1目一般介護予防事業費は、人事院勧告に伴う職員給与、手当、共済費の調整でございます。

8ページ、9ページの与費明細書は後ほどご確認いただきたいと存じます。

以上、ご説明申し上げます。よろしくお願いたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第63号 令和7年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第10、議案第63号、令和7年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（森田祐美子君） それでは、議案第 63 号別紙でご説明申し上げますので 1 ページをご覧ください。

令和 7 年度大衡村後期高齢者医療特別会計補正予算は次に定めるところによる。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正についての規定で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 22 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,706 万 3,000 円とするものでございます。

内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、6 ページをご覧ください。

歳入でございます。

3 款 1 項 1 目事務費繰入金 22 万 3,000 円の増。人件費増額に伴う繰入金の増額でございます。

続きまして歳出でございます。7 ページをご覧ください。

1 款 2 項 1 目一般管理費 22 万 3,000 円の増は人事院勧告に伴う給料、職員手当、共済費の補正でございます。

次のページは給与費明細書でございますので、後ほどご覧いただければと存じます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 11 議案第 64 号 令和 7 年度大衡村水道事業会計予算の補正について

議長（高橋浩之君） 日程第 11、議案第 64 号、令和 7 年度大衡村水道事業会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（浅野宏明君） それでは議案第64号別紙にてご説明いたしますので1ページをお願いいたします。

令和7年度大衡村水道事業会計補正予算でございます。

第1条は総則で、令和7年度大衡村水道事業会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第2条は収益的収入及び支出の予定額にかかる規定で、令和7年度大衡村水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

内訳につきましては予算に関する説明書3ページをお願いいたします。

まずは、収入からご説明いたします。

1款1項1目給水収益の1節水道使用料51万2,000円につきましては水道使用料収入見込み分の増となっております。

続きまして支出につきまして、1款1項4目総係費の1節から5節までの人件費につきましては、一般会計また、その他会計と同様ですね、人事院勧告に伴う人件費の増減額となります。

11節印刷製本費69万3,000円につきましては、口座振替済通知書及び納入通知書等の印刷代となっております。

次ページ4ページ以降給料費明細書につきましては、後ほどご覧いただければと存じます。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し直ちに採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第65号 令和7年度大衡村下水道事業会計予算の補正について  
議長（高橋浩之君） 日程第12、議案第65号、令和7年度大衡村下水道事業会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（高橋浩之君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。  
都市建設課長（浅野宏明君） それでは議案第65号別紙にてご説明いたしますので1ページをお願いいたします。

令和7年度大衡村下水道事業会計補正予算でございます。

第1条は、総則で、令和7年度大衡村下水道事業会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額にかかる規定で令和7年度大衡村下水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

内訳につきましては、予算に関する説明書3ページをお願いいたします。

まず、収入のほうからご説明いたします。

1款2項3目他会計補助金、1節の他会計補助金23万6,000円の減につきましては、支出減に伴う村一般会計補助金の減となっております。

続きまして支出の部です。

1款1項1目管渠費16万8,000円の減につきましては、人事院勧告に伴う法定福利費1節給料から4節法定福利費までの人件費の減額となります。

2目浄化槽費68,000円の減につきましても管渠費と同様、人事院勧告に伴う人件費等の減額となります。

5ページ以降の給与費明細書につきましては、後ほどご覧いただければと存じます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（高橋浩之君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 簡単に他会計は、給与改定に伴い追加、増額補正が今回の場合当然のことかと思うんですけれども水道事業会計で、職員手当等法定福利費について減額補正、

当初の見積りが甘かったのか、あるいは人事異動に伴う分が9月補正で終わってるはずですよ。その辺どうだったのか伺います。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（浅野宏明君） 人事異動が絡んでいるところはありますけれども、それ以外職員の中で休んでる職員もおりますので、その分の今後の支出を見込んだ上で減額をするものでございます。

議長（高橋浩之君） 佐野英俊君。

5番（佐野英俊君） 年度途中でそういう事情とはいえ、減額して特に問題はないと思うんですけども、もう少し3月補正まで先送りするとかそういう考えは持たなかったのか伺いたいと思います。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（浅野宏明君） 特別休暇で休んでいる職員がおりますので、その職員が復帰というのが今年度中にはありませんので3月まで見込んだ減額補正となっております。

5番（佐野英俊君） はい。

議長（高橋浩之君） 他に質疑ございませんか。（なしの声。）

質疑がないようです。これで質疑を終結し、討論を省略し直ちに採決いたします。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもちまして、令和7年第2回大衡村議会臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前11時08分 閉会